

保護者の皆様へ

平塚市保育課長

オミクロン株の感染拡大に伴う保育所等における今後の対応について（お知らせ）

平素より本市の保育行政に御理解、御協力いただきありがとうございます。

神奈川県から令和4年2月18日付けで、医療従事者をはじめ、社会機能を維持する事業所の従業員が必要とする保育を確保するため、**保健所による濃厚接触者の特定は行わず、原則として臨時休園はせずに開所を継続する**よう、県内対象市町村に方針が示されました。

この方針を受け、本市の対応については、次のとおりとしますので、御理解、御協力くださるようお願いいたします。

記

1 保育所等の開所について

県の方針に基づき、**保育所等は、濃厚接触者の特定はせず、原則、継続して「開所」(※)とします。なお、陽性となった園児については、保健所の指導による期間、療養してください。**

※ただし、保育士等の陽性判明や体調不良などにより、保育体制が確保できない場合は、臨時休園する場合があります。

2 陽性者判明後の対応について

在籍している園児や職員を新型コロナウイルス感染症から守り、感染拡大をできる限り回避する必要性から、次の対応をお願いします。

(1) **陽性者が在籍しているクラスの園児については、健康観察をし、必要に応じて、登園を控えるなどの対応をお願いします。**

※市から在籍する保育所等を通じて、対象者に連絡します。

※対象が0～2歳児クラスの園児の場合、登園を控えていただいた世帯については、保育料（自己負担分）の日割り計算を行います。なお、期間は、**7日間を上限として、市がその期間を示します。**

(2) 保育所等の利用は、「必要最小限の利用」としてください。

(3) 園児または同居家族が、発熱、咳、のどの痛み、鼻汁、頭痛、倦怠感（だるさ）など、体調に異変がある場合は、速やかに医療機関を受診してください。

3 実施期間

令和4年2月21日（月）から当分の間の時限的措置

4 その他

(1) 陽性者（園児及び職員）への誹謗中傷を防ぐため、保護者の皆様へ情報提供をする際には、必要最小限の情報に留めさせていただきますので、御承知おきください。

(2) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、国や県から新たな感染拡大防止策が示された場合は、その都度、皆様にお知らせします。

(3) この通知及び神奈川県からの通知文書は、平塚市ホームページで参照できます。

以上

（事務担当は保育課保育担当）

電話：0463(21)9612